平成３０年（フ）第１３６８号
千葉県浦安市北栄２丁目８―19
債務者　犬塚　修司
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　茂
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４６３号
埼玉県川越市大字木野目89―10
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　和典
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４７９号
東京都江東区東砂６丁目９番２―302
債務者　谷口　洋一
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　克彦
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１９号
川崎市中原区下小田中６丁目31番７―210号
債務者　長谷沼恵美（旧姓山手）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月22日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
川崎市中原区木月３丁目39番57号　清津荘201
債務者　一戸　久二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久貝　　仁
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
川崎市宮前区野川3418番地11　ドリームヴィラ　Ｂ―３
債務者　兼重　祐二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　克己
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月23日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
新潟市中央区赤坂町２丁目3186番地
債務者　新川　弘幸
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝見　洋人
4　破産債権の届出期間　平成30年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８号
宮崎県延岡市中島町４丁目350番地
債務者　髙木まゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１８号
岐阜県多治見市生田町３丁目70番地
債務者　奥谷　年弘
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　将也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１８号
岡山県倉敷市連島町連島63番地163　ファミーユＢ号室、申立時の住所岡山県倉敷市鶴の浦１丁目３番１―260号　ディマーネ倉敷壱番館
債務者　杉　健二郎
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　幸徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２５０号
名古屋市千種区千種３丁目37―12　ル・ヴェール303号　加藤千詠方、住民票上の住所名古屋市南区上浜町263番地
債務者　加藤　策雄
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　光広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７０５号
大阪府枚方市東田宮１丁目12番15―203号
債務者　渡邊　　勇
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６号
宮城県岩沼市末広２丁目３番８号
債務者　吉原富美江
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
仙台市太白区八木山香澄町13番28号
債務者　岩井　佑介
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４２１号
横浜市磯子区汐見台２丁目６番地４　2606棟646号
債務者　小田切良一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部